

第3次米原市男女共同参画推進計画の体系

基本目標	I	多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進	
基本施策	1	地域における男女共同参画の促進	
施策の方向	①	地域における男女共同参画意識の向上	
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発事業(人権政策課) ・ポスター、リーフレット等の掲出(男女共同参画センター) ・男女共同参画啓発グッズの配布(男女共同参画センター) ・女性活躍推進フォーラム(人権政策課、男女共同参画センター、生涯学習課) ・親子食育講習会(健康づくり課) ・人権講演会(男女共同参画センター) ・女性活躍応援フォーラム(男女共同参画センター) 	
施策の方向	②	男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくり【重点】	
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・女性自治会役員の選任(地域振興課) ・自治会に対する支援(地域振興課、人権政策課) ・ルッチまちづくり大学(生涯学習課) ・学びサポーター制度(生涯学習課) ・地域人権リーダー研修会(生涯学習課) ・高齢者の社会参加の促進・就労等事業(くらし支援課) ・高齢者生きがい対策リーダー研修会事業(くらし支援課) ・ボランティア育成事業(社会福祉課) ・市民活動団体支援事業(みらい創生課) ・女性団体、グループ活動の育成・支援(男女共同参画センター) ・女性団体の活動支援(生涯学習課) ・民生委員児童委員活動(くらし支援課) 	
施策の方向	③	地域での男女の防災活動への参画推進【重点】	
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画(防災危機管理課) ・避難場所、災害ボランティア活動の場等における男女共同参画の視点での配慮(防災危機管理課) ・女性消防団員制度(防災危機管理課) 	
施策の方向	④	男女共同参画の視点に立った「水源の里」の再生	
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生に向けた取組への支援(地域振興課、みらい創生課) 	
基本施策	2	家庭における男女共同参画の促進	
施策の方向	①	家庭における男女共同参画意識の向上	
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発事業(再掲)(人権政策課) ・ポスター、リーフレット等の掲出(再掲)(男女共同参画センター) ・男女共同参画啓発グッズの配布(再掲)(男女共同参画センター) ・女性活躍推進フォーラム(再掲)(人権政策課、男女共同参画センター、生涯学習課) ・親子食育講習会(再掲)(健康づくり課) ・人権講演会(再掲)(男女共同参画センター) ・女性活躍応援フォーラム(再掲)(男女共同参画センター) 	

第3次米原市男女共同参画推進計画の体系

施策の方向	②	男性の家事・育児・介護等への積極的な参加促進
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事への参加促進(人権政策課、男女共同参画センター) ・男性の育児への参加促進(人権政策課、男女共同参画センター、子育て支援課) ・男性の介護への参加促進(男女共同参画センター、くらし支援課) ・育児休業・介護休業の取得促進・啓発(人権政策課、商工観光課)
基本施策	3	女性の活躍推進
施策の方向	①	審議会等への女性の参画促進および管理職等への女性の登用促進【重点】
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会・協議会委員の選任(総務課) ・女性人材バンク(人権政策課) ・職員の人事配置(総務課) ・特定事業主行動計画の推進(子育て支援ハンドブックの周知)(総務課) ・企業・事業所における女性活躍の推進(人権政策課、商工観光課、管財課)
施策の方向	②	女性のエンパワーメントの支援
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動のリーダーとなる人材の育成(男女共同参画センター、地域振興課) ・女性のエンパワーメント支援(商工観光課、人権政策課) ・職員研修(市職員全体研修、新任職員研修)(総務課) ・滋賀県女性のつどい参加・研修等の実施(総務課) ・女性のチャレンジを応援するための講演会や起業塾の開催(生涯学習課)
施策の方向	③	女性の就業継続や再就職支援の促進
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の就業継続や再就職支援のための情報提供(商工観光課、人権政策課)
基本施策	4	就業環境の整備と就業機会の拡大
施策の方向	①	女性や若者の創業・起業の支援
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のエンパワーメント支援 創業支援事業(再掲)(商工観光課) ・女性や若者が活躍するまちづくり(みらい創生課) ・女性の起業への支援(男女共同参画センター)
施策の方向	②	ワーク・ライフ・バランスの推進
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発(人権政策課、総務課、男女共同参画センター、商工観光課) ・働きやすい職場づくりに向けた事業所への支援・情報発信(人権政策課、男女共同参画センター) ・市内事業者への情報提供(人権政策課、商工観光課、男女共同参画センター) ・労働雇用対策事業(企業内同和対策事業ほか)(商工観光課)
施策の方向	③	あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業次世代人材投資資金(農政課) ・人・農地プラン(農政課) ・労働雇用対策事業(チラシ等の設置)(商工観光課) ・労働雇用対策事業(湖北就活ナビ)(商工観光課) ・情報の提供(男女共同参画センター)

第3次米原市男女共同参画推進計画の体系

基本目標	II	基本的人権の尊重 人権尊重と豊かな社会づくり	
基本施策	1	男女の生涯にわたる健康支援	
施策の方向	①	母性の尊重と母子保健の充実	
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診事業(健康づくり課) ・妊婦支援事業(健康づくり課) ・健康診断事業・各種がん検診事業(健康づくり課) 	
施策の方向	②	生涯にわたる心身の健康保持と増進	
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育事業(健康づくり課) ・総合型スポーツクラブ支援 ニュースポーツ出前講座(生涯学習課) ・地域で健康づくりに取り組める環境づくり(くらし支援課) 	
施策の方向	③	性と生殖に関する意識啓発と性の尊重	
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・エイズ・性感染症教育推進(学校教育課) ・小中学生における性教育の実施(学校教育課) ・不妊・不育治療支援事業(健康づくり課) 	
基本施策	2	DV等あらゆる暴力の根絶	
施策の方向	①	DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進	
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・オレンジリボンの街頭配布等、児童虐待防止に関わる啓発活動の実施(こども家庭課) ・デートDV予防教育の実施(学校教育課) ・女性の人権に対する人権啓発(男女共同参画センター) ・セクシュアル・ハラスメント対策(総務課) ・CAPプログラムによる人権教育(こども家庭課、学校教育課) 	
施策の方向	②	DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実	
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・米原市子ども家庭相談支援事業(こども家庭課) ・相談支援事業(人権政策課) ・DV防止に向けた関係機関の連携(人権政策課) ・高齢者虐待ネットワーク会議の設置(くらし支援課) ・心配ごと総合相談(くらし支援課) ・学校園内における相談体制の充実(学校教育課) ・子ども家庭サポートセンターと学校との連携強化(学校教育課) ・警察や子ども家庭相談センターとの連携(学校教育課) 	
施策の方向	③	被害者の安全確保と自立支援	
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳事務における支援措置(市民窓口課) ・警察や少年センターとの連携(こども家庭課) ・DV等被害者の安全確保(男女共同参画センター、人権政策課) 	
基本施策	3	子育てしやすい安心・安全なまちづくり	
施策の方向	①	子育てにやさしいまちづくり	
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービス充実(保育幼稚園課) ・安心して子どもを生み育てられる環境づくり(健康づくり課、子育て支援課) ・放課後児童クラブ事業(子育て支援課) ・ファミリーサポートセンター事業(子育て支援課) ・子育て支援センター事業(保育幼稚園課、子育て支援課) ・利用者支援事業(健康づくり課、保育幼稚園課) ・特定事業主行動計画の推進(子育て支援ハンドブックの周知)(再掲)(総務課) ・「米原市子育て応援ガイド」の配布(保育幼稚園課) ・子育てに関する情報の発信(子育て支援課) 	
施策の方向	②	家庭の教育力の向上	
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の教育力に関する啓発および講習会等の開催等(生涯学習課、学校教育課、保育幼稚園課、子育て支援課) 	

第3次米原市男女共同参画推進計画の体系

4	基本施策	4	高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり
	施策の方向	①	社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり
	実施事業		<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりやニート状態にある若者に対する相談支援の充実(こども家庭課) ・心配ごと総合相談(再掲)(くらし支援課) ・ひとり親家庭支援(こども家庭課) ・生活困窮者に対する自立支援施策の充実(社会福祉課) ・要配慮者の防災体制の充実(くらし支援課、防災危機管理課) ・外国籍市民に対する相談支援(人権政策課) ・外国籍市民に対する支援の充実(学校教育課) ・サロン活動等による居場所づくり(くらし支援課)
	施策の方向	②	在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実
実施事業		<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座(くらし支援課) ・高齢者総合相談(くらし支援課) ・障がい者福祉事業(社会福祉課) ・発達障がい者の支援(健康づくり課) 	
基本目標	Ⅲ	多様性の尊重と共生のまちづくり 男女が共に安心して豊かに暮らせる環境づくり	
基本施策	1	お互いを尊重しあうための教育の推進	
施策の方向	①	男女共同参画を推進するための学習環境づくり	
実施事業		<ul style="list-style-type: none"> ・県内男女共同参画センターの紹介(男女共同参画センター) ・S・Cプラザだより(男女共同参画センター) ・男女共同参画関連図書(男女共同参画センター) ・図書館業務(図書館) ・ハートフル・フォーラムの開催(生涯学習課) ・きらめき人権講座(生涯学習課) ・男女共同参画に対する学習機会の提供(人権政策課) 	
施策の方向	②	園、学校等における男女共同参画の推進	
実施事業		<ul style="list-style-type: none"> ・人権研修・男女平等にかかる就学前教育(保育幼稚園課) ・男女共同参画に関する学習 男女雇用機会均等法の学習 男女共同参画に関する研修(学校教育課) ・児童会活動 生徒会活動(学校教育課) ・キャリア教育・職場体験実習(学校教育課) 	
基本施策	2	多様性の尊重	
施策の方向	①	多文化への理解と共生の取組	
実施事業		<ul style="list-style-type: none"> ・外国語通訳設置事業、翻訳版広報の発行(人権政策課) ・多文化共生推進事業(人権政策課) 	
施策の方向	②	性的少数者についての意識啓発	
実施事業		<ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティに関する普及啓発(人権政策課、生涯学習課、学校教育課) 	

基本目標	I	多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進
基本施策	I-1	地域における男女共同参画の促進
施策の方向	I-1-①	地域における男女共同参画意識の向上

推進計画P12

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
広報啓発事業	平成28年度に策定した第3次男女共同参画推進計画を広く周知するために、広報誌やケーブルテレビなどを活用し、啓発を実施する。	「男女共同参画週間(6/23~29)」について、広報まいばらによる啓発を年1回以上行うとともに、伊吹山テレビによる啓発を年1回以上行う。平成27年度に行った男女共同参画市民意識調査の結果についても広報を行う。	「男性は仕事、女性は家庭」と考える市民意識の割合 人権政策課調査 28.3%(27年度)→20.0%(33年度) 市の意識調査 27.1%(28年度)→25.3%(29年度) 1.8%減	「男性は仕事、女性は家庭」と考える性別役割分担意識が依然根強く現れており、各種啓発を実施することにより、固定的な役割分担意識の解消が求められる。	2:継続	人権政策課
ポスター、リーフレット等の掲出	各種男女共同参画による情報誌・講座チラシを掲出し、啓発を行う。	住民の意識調査で男女共同参画センターの知名度が極端に低いことが判明したため、イベントや事業等チラシを様々な施設や機関に掲示し、認知していただく環境をつくる。		伊吹山テレビや広報・S・Cだよりは全ての住民が熟視しない傾向にあるため、周知を徹底する方法を模索する必要がある。	2:継続	男女共同参画センター
男女共同参画啓発グッズの配布	男女共同参画をテーマにした標語やイラストを入れたグッズを作成し、センター利用者や行事参加者に配布する。	啓発用のクリアファイルは例年同様市内の全清新中学生に配布する。また同様のティッシュやメモ帳・トートバックは各事業やイベントの参加者に限らず、何らかの形で多くの方に配布できる環境を作る。		事業やイベント以外の場で啓発グッズを配布するには人的応援や経費の問題が生じる。	2:継続	男女共同参画センター
女性活躍推進フォーラム	自治会などの地域活動において女性が参画しやすい仕組づくりの構築や、企画立案への積極的な参画を促すための講演会・ワークショップ等を開催する。	男女共同参画センターや生涯学習課との連携により、ルッチまちづくり大学の公開講座として位置づけたフォーラムを開催し、市民、企業、事業所、自治会等へ男女共同参画に関する啓発を行う。 ・女性活躍推進フォーラムの共催 9月9日(土) 会場:SCプラザ	女性活躍推進フォーラムの開催 平成29年度目標値(1回) 男女共同参画に関する講演会等の開催(過去5年間の累計) 27年度(5回) ↓ 32年度(8回)	フォーラムのアンケート結果では肯定的な意見が多い半面、若年層の参加が少ないため呼びかけが必要になる。また、幅広い世代の方に参加いただけるように、講演内容を勘案する必要がある。	2:継続	人権政策課 男女共同参画センター 生涯学習課
親子食育講習会	・食育講習会の開催、広報等による食育啓発	CATVやネット、乳幼児健診、個別相談、訪問等で食に関する意識や関心を高めていく。		参加者数が少なく、固定化している。公民館や他課でも実施されていることがあり、情報を共有する必要がある。	2:継続	健康づくり課
人権講演会	12月の人権週間に合わせて、男女共同参画に関する落語や歌などを織り交ぜながら、親しみやすい内容で男女共同参画への理解を深められる講演会を開催する。	例年通り12月の人権週間にあわせて落語家や歌手などを迎え、固苦しくない雰囲気の中で講演会を開催する。	平成25年度100人 平成26年度67人 平成27年度73人 平成28年度98人 平成29年度目標値(100人) 男女共同参画に関する講演会等の開催回数(合計2回)	講師の選定を予算に照らしあわせる必要がある。認知度の高い人は集客は期待できるが高額となる。	2:継続	男女共同参画センター
女性活躍応援フォーラム	講師を迎え、男女共同参画において重要な「仕事への考え方」「家庭の在り方」「育児について」「教育について」などについて講演会を開催する。	女性のためのチャレンジ支援事業として、県内5つの男女共同参画センター連携事業として、8の日サロン&マルシェを9月8日(金)に開催。講師に山下弓氏をお招きし「事業を長く続けるためのコツ」と題して講演をいただき、引き続きマルシェを行なう。	平成29年度目標値 (100人)	G-net連携事業で8の日という事で9月に開催。平日の昼間の開催であり、参加の確保が重要である。	2:継続	男女共同参画センター

基本目標	I	多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進
基本施策	I-1	地域における男女共同参画の促進
施策の方向	I-1-②	男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくり【重点】(1枚目)

推進計画P13

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
女性自治会役員 の選任	米原市各自治会の自治会役員(自治会長・自治会長代理・会計)への女性の選任について啓発を行う。	各地域における自治連絡協議会の場やまちづくり実行委員会設立に向けたヒアリング時に女性役員登用に向けた啓発を行う。	市内自治会における女性役員登用自治会数 会長・会長代理5人 (平成29年度役員報告時役員数) 10人	自治会内における女性役員の選任については、平成29年度実績で、2.3%(会長・代理の人数/107自治会×2人)、会計を含めると2.8%(会長・代理・会計の人数/107自治会×3人)となっている。 自治会長に、県下の女性役員登用数や必要性等を伝えるが、実数には結びついていない状況である。	2:継続	地域振興課
自治会に対する 支援	【人権政策課】積極的に女性を登用している自治会に対し、支援のあり方について地域・自治振興課と検討する。 【地域振興課】女性役員の登用につながる支援策について検討する。	【人権政策課】具体的な支援策を検討し、平成30年度の予算への反映についても検討する。 【地域振興課】積極的な女性役員登用の意識が低い状況下においては、上記施策と併せ、女性登用につながる支援策のあり方について、人権政策課とともに検討していく。	【人権政策課】女性が代表または副代表である団体の割合 9.0%(28年度) ↓ 13.4%(29年度)	【人権政策課】女性が活躍しやすいような環境づくりを行うため、効果的な支援策が必要になる。 【地域振興課】特に旧来からの自治会においては、女性役員の登用に係る意識が低い状況にある。	1:新規	地域振興課 人権政策課
ルッチまちづくり 大学	「地域に根ざす。幸せになる。」をテーマとして、「手を上げる人」・「動き出す市民」を発掘・育成するため、まちづくりの最前線で活躍する講師から、地元根差した活動を行う実践者まで、多彩な講師陣を揃え、ワークショップやフィールドワークなど多様な講義形態を取り入れる充実した濃厚なプログラムを展開している。	■まちづくりの現場で主体的、持続的に動ける人材育成のため「ルッチまちづくり大学」を開講する。企画運営は、市民立大学を志向して「ルッチみらい会議」を中心とした市民主導型で行う。 ルッチまちづくり大学における(市民)自主企画講座の実施件数:4件		現場のニーズを反映した実践的な事業内容とするため、「ルッチみらい会議」を中心として、「ルッチまちづくり大学」の企画運営をより市民主導型にするとともに、滋賀県立大学と提携した公募型地域課題研究で得た知見を活かした卒業生の活動支援にも取り組んでいく。	2:継続	生涯学習課
まなびサポーター 制度	地域で様々な知識や経験、技能を有した人をまなびサポーターとして人材登録し、各種団体や学校等からの要請に応じてサポーターの派遣を行う。	まなびサポーターの更新を行う。また今年度新たにまなびサポーターの募集を行い、登録数の増加を図る。 幅広い分野でまなびサポーターの登録をしてもらい、制度の利用促進と、サポーターの生涯学習の機会を増やす。	まなびサポーター制度への登録数 平成25年度(131人) 平成26年度(131人) 平成27年度(135人) 平成28年度(214人) 平成29年度目標値(216人)	まなびサポーターとしての活動場所は、現状、出前講座の講師がほとんどである。まなびサポーターとして登録しているが一度も活動していない場合もある。 出前講座以外でもサポーターの知識や技術を発揮できる機会を創出していく必要がある。	2:継続	生涯学習課
地域人権リーダー 研修会	ハートフル・フォーラムの実施説明と推奨テーマに沿った人権啓発教材の視聴を行い、ハートフル・フォーラム推進のための人権リーダーの育成を行う。対象は、自治会長、人権教育推進員、学校園管理職、市役所管理職である。	地域人権リーダー研修会参加者数 平成29年度:250人 ハートフル・フォーラムの実践事例の紹介を研修会の中でを行い、平成29年度のハートフル・フォーラムの参考とする。		各自治会でハートフル・フォーラムを実施できるよう、ハートフル・フォーラム事業の分かりやすい説明や実践事例の紹介を研修会の中で、行っていく必要がある。	2:継続	生涯学習課

基本目標	I	多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進
基本施策	I-1	地域における男女共同参画の促進
施策の方向	I-1-②	男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくり【重点】(2枚目)

推進計画P13

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
高齢者の社会参加の促進・就労等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブの活動支援 老人クラブの活動を通じて高齢者の生きがいと健康づくりを高め組織活動の推進を図り、活動を支援する。 ・シルバー人材センターの活動支援 定年退職など的高齢者への就労の提供、ボランティア活動による社会参加を図り、高齢者の生きがいのある生活の実現と地域福祉の向上の活動を支援する。 ・生活支援事業 概ね65歳以上の人に生活援助サービスや身体援助サービスで自立につながる支援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ連合会の組織活動の活性化を図るため女性役員の登用を促す。 ・シルバー人材センターでの就業機会の確保を目的に女性が魅力を感じる職域の拡大を図り、入会を促進するための企画を実施する。 		比較的小若い層の高齢者は就労されることも多く組織に加入されなかつたり、連合組織等の役職のなり手がなく、連合組織から脱退されるケースが多い。ライフスタイルの多様化に伴う老人クラブの解散が年々増えてきているため、組織維持が課題となっている。	2:継続	くらし支援課
高齢者生きがい対策リーダー研修会事業	老人クラブの連合会高齢者研修会(指導者育成・養成研修会)を実施する。	老人クラブ連合会活動事業の特別事業である「女性役員、女性リーダーの育成事業」を重点的に実施し、老人クラブ連合会事業への女性参画を促す。		老人クラブの解散および市老ク連合会からの脱退が年々増えてきている。(脱退しても大字の老人クラブ活動は存続のケースもある)これ以上の脱退が増えないよう、女性が加入しやすく魅力ある米原市老人クラブ連合会を目指し、組織再編が課題である。	2:継続	くらし支援課
ボランティア育成事業	手話奉仕員養成講座を開講し、手話奉仕員の養成を行う。	入門・基礎編を交互に開催しているため、基礎編を開催する。	手話奉仕員養成講座の受講修了者の男性の割合 平成26年度(117人) (うち男性の割合16%) 平成27年度(137人) (うち男性の割合17.7%) 平成28年度(120人) (うち男性の割合20.0%) H29年度目標値(120人)	H29年度は基礎編を開催、隔年で入門・基礎を交互に開催のため、始めたとしても講座開催と合わない人が生じる。	2:継続	社会福祉課

基本目標	I	多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進
基本施策	I-1	地域における男女共同参画の促進
施策の方向	I-1-②	男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくり【重点】(3枚目)

推進計画P13

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
市民活動団体 支援事業	・市内の市民活動団体の連携(横の つながり)を深める。 ・市民活動団体の活動や市民活動 に役立つ情報を提供する。 ・市民との協働の推進。	・まいばら協働事業提案制度による H30年度分の提案事業の募集 ・平成28年度の採択事業の実施支 援(7事業) ・市民活動等の情報を提供する「ま ちづくり通信」の発行	地域まちづくり活動への参加(NPO や市民団体として)の女性の参加 割合 H29年度 6.6%	・まいばら協働提案の募集をする上 で市民団体から自由なテーマでの 提案はあるが、行政側からの課題と してのテーマが出にくいことと、出し てもらった行政テーマに対して協働 でやりたいという団体がない。 ・同様の制度が多数あるため、提案 者側からどの制度が適切なかの判 断ができない。	2:継続	みらい創生課
女性団体、グ ループ活動の 育成・支援	女性団体や男女共同参画に関す る活動団体のネットワークや活動に 対する育成・支援のための事業を 行う。	各団体に研修や会議でS・Cを有効 的に活用していただく。また、活動 や支援のための事業は平成30年 度の事業計画時に検討する。			1:新規	男女共同参画センター
女性団体の活 動支援	事業費にかかる財政支援、活動 支援を行う。女性団体と連携を取り ながら、協働のまちづくりを進める。	まちづくり活動に取り組んでいる女 性団体に対し、適正な財政的支 援、活動支援を行う。		女性団体の会員数が減少してい る。継続的な財政支援、活動支援 を行っていく必要がある。	2:継続	生涯学習課
民生委員児童 委員活動	民生委員・児童委員の活動支援を 行う。	各委員が個性や能力を發揮して、 地域での見守り等に活躍できるよ う、単位民児協、市民児協連合会 の活動を支援する。		民生委員・児童委員が活動しやす い環境づくりを行う。	2:継続	くらし支援課

基本目標	I	多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進
基本施策	I-1	地域における男女共同参画の促進
施策の方向	I-1-③	地域での男女の防災活動への参画推進【重点】

推進計画P14

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
地域防災計画	「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針(平成25年5月 内閣府男女共同参画局)」に基づき、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について取組を推進していく。	国の法令改正や、社会情勢の変化に伴い、適時見直しを行う。	防災会議における女性委員の割合 H29.4.1現在 8.8% H33.4.1目標 (20.0%)	改正を行う際は、男性側からだけの視点にならないよう、女性の視点や特性を考えた改正にする必要がある。	2:継続	防災危機管理課
避難場所、災害ボランティア活動の場等における男女共同参画の視点での配慮	避難場所、災害ボランティア活動の場等において、男女共同参画の視点から、全ての人の安全が保てるよう配慮する。	災害時における避難場所や、災害ボランティアが活動する場などで、全ての人が安全に活動できるよう、マニュアル等の整備を進める。		マニュアル等を作成する際は、男性側からだけの視点にならないよう、女性の視点や特性を考えた改正にする必要がある。	1:新規	防災危機管理課
女性消防団員制度	平成28年度から女性消防分団を充足させるため、制度の詳細を決定し、人員を募集する。	予定人数の任命が行えたため、平成29年度の募集予定はない。平成28年度は研修期間としていたが、平成29年度は防火啓発や各種訓練に参加し、活動を行う。		消防団の各種活動において、女性の視点や、女性の特性を踏まえた活動内容を考えていく必要がある。	2:継続	防災危機管理課

基本目標	I	多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進
基本施策	I-1	地域における男女共同参画の促進
施策の方向	I-1-④	男女共同参画の視点に立った「水源の里」の再生

推進計画P14

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
地域再生に向けた取組への支援	<p>【地域振興課】 「まちづくり」組織の設立・運営の支援を行う。</p> <p>【みらい創生課】 ・過疎化する地域の人材不足に対応するため、性別や世代を超えたまちづくりへの参画を推進する。</p>	<p>【地域振興課】 地域担当職員制度を活用して、自治会に「まちづくり」組織の設立支援等を行い、女性や若者の声が届く、持続可能な地域づくりを支援する。</p> <p>【みらい創生課】 ・プロモーション動画の活用やシティセールスサイトの運営、大都市圏でのプロモーションを積極的に展開し、効果的な情報発信を行い、「びわ湖の素米原」としての雰囲気づくりと市内外での認知度を高める。 ・水源の里まいばら元気みらい条例の理念に基づき、地域の持続と活力づくりを目指す。 ・第11回全国水源の里シンポジウムを開催する。 ・民藝創生みらいつくり隊2人の定住と創業に向けた活動を支援する。</p>	<p>【みらい創生課】 ・市全域を「水源の里」として知っている市民の割合(市民意識調査より) H29 42%</p>	<p>【地域振興課】 地域におけるまちづくりの機運の醸成は、自治会間においても差がある状況にある。まずは、各自治会における意識の醸成が課題である。</p>	2:継続	地域振興課 みらい創生課

基本目標	I	多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進
基本施策	I-2	家庭における男女共同参画の促進
施策の方向	I-2-①	家庭における男女共同参画意識の向上

推進計画P17

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
広報啓発事業 (再掲)	平成28年度に策定した第3次男女共同参画推進計画を広く周知するために、広報誌やケーブルテレビなどを活用し、啓発を実施する。	「男女共同参画週間(6/23~29)」について、広報まいばらによる啓発を年1回以上行うとともに、伊吹山テレビによる啓発を年1回以上行う。平成27年度に行った男女共同参画市民意識調査の結果についても広報を行う。	「男性は仕事、女性は家庭」と考える市民意識の割合 人権政策課調査 28.3%(27年度)→20.0%(33年度) 市の意識調査 27.1%(28年度)→25.3%(29年度) 1.8%減	「男性は仕事、女性は家庭」と考える性別役割分担意識が依然根強く現れており、各種啓発を実施することにより、固定的な役割分担意識の解消が求められる。	2:継続	人権政策課
ポスター、リーフレット等の掲出 (再掲)	各種男女共同参画による情報誌・講座チラシを掲出し、啓発を行う。	住民の意識調査で男女共同参画センターの知名度が極端に低いことが判明したので、イベントや事業等チラシを様々な施設や機関に掲示し、認知していただく環境をつくる。		伊吹山テレビや広報・S・Cだよりは全ての住民が熟視しない傾向にあるため、周知を徹底する方法を模索する必要がある。	2:継続	男女共同参画センター
男女共同参画啓発グッズの配布 (再掲)	男女共同参画をテーマにした標語やイラストを入れたグッズを作成し、センター利用者や行事参加者に配布する。	啓発用のクリアファイルは例年同様市内の全初中学生に配布する。また同様のティッシュやメモ帳・トートバックは各事業やイベントの参加者に限らず、何らかの形で多くの方に配布できる環境を作る。		事業やイベント以外の場で啓発グッズを配布するには人的応援や経費の問題が生じる。	2:継続	男女共同参画センター
女性活躍推進フォーラム (再掲)	自治会などの地域活動において女性が参画しやすい仕組みづくりの構築や、企画立案への積極的な参画を促すための講演会・ワークショップ等を開催する。	男女共同参画センターや生涯学習課との連携により、ルッチまちづくり大学の公開講座として位置づけたフォーラムを開催し、市民、企業、事業所、自治会等へ男女共同参画に関する啓発を行う。 ・女性活躍推進フォーラムの共催 9月9日(土) 会場:SCプラザ	女性活躍推進フォーラムの開催 平成29年度目標値(1回) 男女共同参画に関する講演会等の開催(過去5年間の累計) 27年度(5回) ↓ 32年度(8回)	フォーラムのアンケート結果では肯定的な意見が多い半面、若年層の参加が少ないため呼びかけが必要になる。また、幅広い世代の方に参加いただけるように、講演内容を勘案する必要がある。	2:継続	人権政策課 男女共同参画センター 生涯学習課
親子食育講習会 (再掲)	・食育講習会の開催、広報等による食育啓発	CATVやネット、乳幼児健診、個別相談、訪問等で食に関する意識や関心を高めていく。		参加者数が少なく、固定化している。公民館や他課でも実施されていることがあり、情報を共有する必要がある。	2:継続	健康づくり課
人権講演会 (再掲)	12月の人権週間に合わせて、男女共同参画に関する落語や歌などを織り交ぜながら、親しみやすい内容で男女共同参画への理解を深められる講演会を開催する。	例年通り12月の人権週間にあわせて落語家や歌手などを迎え、固苦しくない雰囲気の中で講演会を開催する。	平成25年度100人 平成26年度67人 平成27年度73人 平成28年度98人 平成29年度目標値(100人) 男女共同参画に関する講演会等の開催回数(合計2回)	講師の選定を予算に照らしあわせる必要がある。認知度の高い人は集客は期待できるが高額となる。	2:継続	男女共同参画センター
女性活躍応援フォーラム (再掲)	講師を迎え、男女共同参画において重要な「仕事への考え方」「家庭の在り方」「育児について」「教育について」などについて講演会を開催する。	女性のためのチャレンジ支援事業として、県内5つの男女共同参画センター連携事業として、8の日サロン&マルシェを9月8日(金)に開催。講師に山下弓氏をお招きし「事業を長く続けるためのコツ」と題して講演をいただき、引き続きマルシェを行なう。	平成29年度目標値 (100人)	G-net連携事業で8の日という事で9月に開催。平日の昼間の開催であり、参加の確保が重要である。	2:継続	男女共同参画センター

基本目標	I	多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進
基本施策	I-2	家庭における男女共同参画の促進
施策の方向	I-2-②	男性の家事・育児・介護等への積極的な参加促進

推進計画P18

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
男性の家事への参加促進	<p>【人権政策課】 男性の家事、育児への参加を促すため、関係機関等に啓発活動を行う。</p> <p>【男女共同参画センター】 男性が家事に取り組むにあたり、必要となる知識や技術に関する講座を実施し、男女区別の意識を払しょくする。</p>	<p>【人権政策課】 子育て支援センターやママカフェなどの参加者に啓発チラシを配布し、男性の家事、育児への参加を促進する。</p> <p>【男女共同参画センター】 秋ごろ男性が家事等に取り組むための事業を計画する。</p>	<p>【男女共同参画センター】 事業参加人数 平成29年度目標数値 20人</p>	<p>【人権政策課】 男性の家事、育児への参加意識を向上させるために効果的な啓発が必要になる。</p> <p>【男女共同参画センター】 男性に参加を募る場合、少しでも多くの方に参加いただく為に、曜日と時間を慎重に検討する必要がある。</p>	1:新規	人権政策課 男女共同参画センター
男性の育児への参加促進	<p>【人権政策課】(再掲) 男性の家事、育児への参加を促すため、関係機関等に啓発活動を行う。</p> <p>【男女共同参画センター】 妊娠・出産・育児や子育てに関する知識を習得する環境を提供することにより、男性の参画を促進する。</p> <p>【子育て支援課】 県下一子育てしやすいまちとして、子育て支援情報を効果的に情報発信しながら、男性の育児参加を促す。</p>	<p>【人権政策課】 子育て支援センターやママカフェなどの参加者に啓発チラシを配布し、男性の家事、育児への参加を促進する。</p> <p>【男女共同参画センター】 平成30年度の事業計画時に検討する。</p> <p>【子育て支援課】 新設ウェブサイトにおいて、子育て支援情報を整理する。</p>	/	<p>【人権政策課】 男性の家事、育児への参加意識を向上させるために効果的な啓発が必要になる。</p> <p>【子育て支援課】 男性の育児参加については、関係団体が連携し、情報共有しながら、施策を検討する必要がある。</p>	1:新規	人権政策課 男女共同参画センター 子育て支援課
男性の介護への参加促進	<p>【男女共同参画センター】 男性向け介護の知識と技術を習得してもらうための講座や実習を行う。</p> <p>【くらし支援課】 男性の介護への積極的な参加を促すため、出前講座中や負担割合証など通知の際、啓発文等を同封することにより啓発を行う。</p>	<p>【男女共同参画センター】 平成30年度の事業計画時に検討する。</p> <p>【くらし支援課】 ・出前講座での啓発 ・通知への啓発文等の同封による啓発</p>	<p>【くらし支援課】 ・出前講座 1回 ・通知に同封 1回</p>	<p>【くらし支援課】 現在でも男性が正社員として働いていることが多いことから女性の社会進出の手助けも必要である。</p>	1:新規	男女共同参画センター くらし支援課
育児休業・介護休業の取得促進・啓発	<p>【人権政策課】 市内の企業、事業所に対し、男性、女性に関わらず育児休業や介護休業が取得しやすくなるための啓発を行う。</p> <p>【商工観光課】 性別に関わりなく、育児休業や介護休暇を取得しやすい風土ができるよう企業に対し情報提供や啓発のほか制度について周知する。</p>	<p>【人権政策課】 企業訪問の際にチラシ等を作成し、啓発を行う。</p> <p>【商工観光課】 企業訪問の際に啓発を行う。</p>	/	<p>【人権政策課】 企業内の意識向上のためにも根気強く啓発を行う必要がある。</p> <p>【商工観光課】 効率よく啓発していくために、方法についても考慮する必要がある。</p>	1:新規	人権政策課 商工観光課

基本目標	I	多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進
基本施策	I-3	女性の活躍推進
施策の方向	I-3-①	審議会等への女性の参画促進および管理職等への女性の登用促進【重点】

推進計画P21

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
審議会・協議会委員の選任	基本方針の中で附属機関の委員の選任に当たっては、男女の構成割合は、定数の7割を超えて一方の性で占めないように努める努力義務を設ける。 <米原市附属機関の設置および運営に関する基本方針> ・男女の構成割合は、定数の7割を超えて一方の性で占めないように努める。 ・委員は公募により選任する(一部を除く)。	各種審議会委員のうち女性が占める割合 平成29年度目標値(35.0%)	各種審議会委員のうち女性が占める割合 平成29年度目標値(35.0%)	目標値が達成できるよう、基本方針を徹底する必要がある。	2:継続	総務課
女性人材バンク	市の施策・方針決定過程への女性の参画促進の実現を目指し、女性人材バンク「なでしこネット」の登録者の増加を目指す。	平成29年度も広報やSNS等を活用して各種事業等の開催時に「なでしこネット」の積極的な周知に努め、一人でも多くの登録者を募り、市政への女性参画を推進する。	女性人材バンク「なでしこネット」登録数 35人(28年度末)→43人(29年度末) (8人増) 女性のいない審議会の数 6(28年度)→5(29年度)	議会や附属機関等への女性参画はもとより、地域における女性役員の登用率がまだまだ少ない状況であるため、女性人材バンク登録者を増やし、女性の市政参画を進める必要がある。	2:継続	人権政策課
職員の人事配置	男女を問わず、能力と適性に合った管理職等への登用を行う。	市役所管理職における女性職員の割合 平成29年度(H30.4.1の人事異動結果)目標値(27.0%)	市役所管理職における女性職員の割合 平成29年度 目標値(27.0%)	人事考課制度を適切に運用するため、職員研修で考課者研修を行うなど、適正な考課により公平性を確保していく必要がある。	2:継続	総務課
特定事業主行動計画の推進(子育て支援ハンドブックの周知)	米原市特定事業主行動計画策定委員会にて対策の実施や計画の見直し等を行い、全職員に対し、周知、啓発等を行う。	米原市特定事業主行動計画の推進を図るとともに、必要に応じて見直しを行う。 ・男性職員の育児休業の促進	・市役所男性職員の育児休業取得の割合 平成29年度 目標値(5%・1人)	仕事と家庭が両立できるゆとりある就業環境を整備していく必要がある。	2:継続	総務課
企業・事業所における女性活躍の推進	【人権政策課】 市内各企業において女性の登用を促進するために、公共調達等について検討する。 【商工観光課】 男女共同参画、女性の活躍推進に向けて取り組む市内企業の表彰や公共調達等における評価等について検討を進め、女性登用促進を図る。 【管財課】 総合評価方式の評価項目に女性技術者等を配置した場合に加点するよう設定する。	【人権政策課】 基本的な制度、基準についての検討を行う。 【商工観光課】 基本的な制度、基準についての検討を行う。 【管財課】 入札案件ごとに実施するかを検討する必要があるため、設定していない。	【人権政策課・商工観光課】 一般事業主行動計画策定事業者数(努力義務である300人以下の事業所) 0社(27年度)→3社(32年度)	【人権政策課】 具体的な制度を考えるにあたり、市役所内の関係部署と連携しながら進める必要がある。 【商工観光課】 具体的な制度を考えるにあたり、市役所内の関係部署と連携しながら進める必要がある。 【管財課】 総合評価方式の入札案件が少ないため、女性活躍の促進効果が薄いのが現状である。	1:新規	人権政策課 商工観光課 管財課

基本目標	I	多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進
基本施策	I-3	女性の活躍推進
施策の方向	I-3-②	女性のエンパワーメントの支援

推進計画P21

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
地域活動のリーダーとなる人材の育成	<p>【男女共同参画センター】 地域・自治会・勤務先等で男女の隔たりなくリーダーとなる人材の育成のための講座・研修会を開催する。</p> <p>【地域振興課】 自治会長等を対象としたまちづくりや地域活性化に係る研修会を実施する。</p>	<p>【男女共同参画センター】 6月17日(土)12:00～ ビデオ鑑賞とカフェトークを実施する。ビデオの題名は「気づくことがはじめての一步～男女共同参画社会を築くために～」で、鑑賞後コーヒーを飲みながらビデオの感想や日ごろ感じている事を話し合う。</p> <p>【地域振興課】 市自治会連絡協議会・各地域自治会連絡協議会の開催、地域担当職員制度の事例発表やまちづくりに係る研修会等の開催を通じ、自治会におけるマンパワーの蜂起につながる施策を検討する。</p>	<p>【男女共同参画センター】 平成29年度目標数値 20人</p>	<p>【男女共同参画センター】 女性が地域等でリーダーとなりうるための事業であり、その趣旨を踏まえ参加者を募る必要がある。</p> <p>【地域振興課】 単位自治会における活性化には、指導的役割を果たす人財、マンパワーが重要な要素である。</p>	1:新規	男女共同参画センター 地域振興課
女性のエンパワーメント支援	<p>【商工観光課】 若者・女性の起業に対するニーズが高いことから、創業支援事業を実施する。具体的には、創業希望者等に対して、窓口相談、創業塾やセミナー開催(1回は女性向け)、専門家派遣、各種補助制度の活用など総合的な支援を実施する。</p> <p>【人権政策課】 女性のチャレンジを応援するため、女性のエンパワーメントを支援する講演会を開催する。</p>	<p>【商工観光課】 起業を目指す女性に対し、創業塾やセミナー開催の案内をはじめ、市等の支援施策の情報提供と経営能力向上に向けた取組を支援する。</p> <p>【人権政策課】 生涯学習課と共催で女性活躍に向けた講演会を開催する。</p>	<p>【商工観光課・人権政策課】 女性のエンパワーメント向上に関する講演会等の開催回数 H29年度目標値(1回)</p>	<p>【商工観光課】 新規創業予定者の発掘や創業塾の参加誘導が課題であり、周知方法や休日の創業塾開催等の検討が必要である。</p> <p>【人権政策課】 講演会のみならず、意見会のような形を設けることで、より高い啓発効果が望まれる。</p>	1:新規	商工観光課 人権政策課
職員研修(市職員全体研修、新任職員研修)	市職員全体研修会、新任職員等研修会は、同和問題に関する学習機会が減少する中で、現存する同和問題を理解・認識する機会づくりを図る。また、男女共同参画市職員研修会を実施し、基礎的な学習機会とする。	人権問題市職員全体研修会、新任職員研修会、所属別人権研修を実施し、同和問題をはじめとする人権について正しい理解と認識を深める。		全職員が同和問題をはじめとするあらゆる人権について、正しい理解と認識を深め、人権感覚を身に付けるとともに、態度や行動として実践できるように研修を継続する必要がある。	2:継続	総務課
滋賀県女性のつどい参加・研修等の実施	人権政策課とともに男女共同参画に関する研修を実施するほか他団体が実施する男女共同参画に関する事業に参加し、男女共同参画社会形成意識の向上を図る。	男女共同参画に参加する研修を実施する。他団体が実施する男女共同参画に関する事業への積極的な参加を求める。		男女共同参画についての理解を深め、気づきを促すため、研修を通じて男女共同参画社会意識の向上を図る必要がある。	2:継続	総務課
女性のチャレンジを応援するための講演会や起業塾の開催	女性の自律性を促すため、男女共同参画に関する研修や事業への参画を促す。	ルッチまちづくり大学の公開講座として関係団体との連携により、女性の起業を促すための講座を開催する。 ・ドリーム創業塾との共催 9月下旬 会場:米原市商工会	女性のエンパワーメントに関する講演会等 平成29年度(1回)	ビジネスを通じたまちづくりに興味がある方に満足をしていただけるような講演内容にしていく必要がある。	1:新規	生涯学習課

基本目標	I	多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進
基本施策	I-3	女性の活躍推進
施策の方向	I-3-③	女性の就業継続や再就職支援の促進

推進計画P22

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
女性の就業継続や再就職支援のための情報提供	就業を希望する女性に向けて、職業紹介機関等と連携し、女性の能力開発や職業能力取得に関する情報提供に努める。	就業を希望する女性に向けて、相談等があれば、ハローワークなどの関連機関の情報を提供する。		関係機関と連携して支援を行う必要がある。	1:新規	商工観光課 人権政策課

基本目標	I	多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進
基本施策	I-4	就業環境の整備と就業機会の拡大
施策の方向	I-4-①	女性や若者の創業・起業の支援

推進計画P24

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
女性のエンパ ワメント支援 創業支援事業 (再掲)	若者・女性の起業に対するニーズ が高いことから、創業支援事業を 実施する。具体的には、創業希望者 等に対して、窓口相談、創業塾や セミナー開催(1回は女性向け)、 専門家派遣、各種補助制度の活用 など総合的な支援を実施する。	・起業を目指す女性に対し、創業 塾やセミナー開催の案内をはじめ 、市等の支援施策の情報提供と 経営能力向上に向けた取組を支援 する。	女性のエンパワメント向上に関す る講演会等の開催回数 H29年度目標値(1回)	・新規創業予定者の発掘や創業塾 の参加誘導が課題であり、周知方 法や休日の創業塾開催等の検討 が必要である。	2:継続	商工観光課
女性や若者が 活躍するまちづ くり	・女性や若者のチャレンジを応援 し、産官学金の協働によるイノベ ーションを推進し、女性や若者が活躍 するまちを創る。	・まち・ひと・しごと米原創生総合戦 略に掲げる取組の推進と効果検証 を行う。 ・米原創生官民連携パートナ ーシップ事業を実施する。	米原創生官民連携パートナ ーシップ事業の新規提案者:3		1:新規	みらい創生課
女性の起業へ の支援	関係機関と連携し、起業に対する 意欲・能力や興味のある方を支援 する情報提供や講座を開催すると ともに、女性団体等との連携を促進 する。	9月8日(金)10:00~G-net連携 事業として8の日サロン&マルシェ を開催する。講師に山下弓氏をお 招きし、演題「事業を長く続けるた めのコツ」で講演していただく。午 後はマルシェを開催する。	平成29年度目標数値 20人	マルシェの出店について、関係部 署と協議が必要となる。また、マル シェ出店規約をS・C独自でつくる 必要があるか確認が必要である。ま た、出店者の募集方法に苦慮す る。	1:新規	男女共同参画センター

基本目標	I	多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進
基本施策	I-4	就業環境の整備と就業機会の拡大
施策の方向	I-4-②	ワーク・ライフ・バランスの推進(1枚目)

推進計画P24

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	<p>【人権政策課】 仕事と家庭の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催する。</p> <p>【総務課】 ワーク・ライフ・バランスをはじめ、男女共同参画に関する情報提供や育児休業制度および介護休業制度について、あらゆる機会を通じて知らせる。</p> <p>【男女共同参画センター】 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画に関する情報提供や育児休業制度を初めとする様々な制度について情報を提供する。</p> <p>【商工観光課】 ワーク・ライフ・バランスをはじめ、男女共同参画に関する情報提供や各種制度について情報提供を行う。</p>	<p>【人権政策課】 出前講座を利用し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行う。</p> <p>【総務課】 ワークライフバランス研修会を開催する。 6月から10月までを時差出勤勤務制度の推進期間とし、ワークライフバランスの推進と制度の更なる定着を図る。</p> <p>【男女共同参画センター】 G-netおよび5センターの研修・講座をはじめ、関係機関・S・Cでの事業等様々な情報をS・Cだよりを活用し提供するとともに、S・C内に掲示する。</p> <p>【商工観光課】 企業訪問等時にワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。</p>	<p>【人権政策課】 ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催回数(過去5年間の累計) 1回(～28年度)→2回(～29年度)</p> <p>【総務課】 ・ワークライフバランス研修会の開催 平成29年度目標(1回) ・時差出勤勤務実施率 平成29年度目標(55%) ・年次有給休暇の取得平均日数(8日)</p>	<p>【人権政策課】 ワーク・ライフ・バランスを実施することで得られるメリット等を啓発材料にし、より高い効果を狙う。</p> <p>【総務課】 時差出勤制度の定着とシフト勤務となっている部局では、実施が難しいところがあり、全体としてワークライフバランスをどのように深めていくかが課題である。</p> <p>【男女共同参画センター】 市民への情報提供や掲示についての周知徹底が課題である。</p> <p>【商工観光課】 関係機関と連携して、普及・啓発を行う必要がある。</p>	1:新規	<p>人権政策課 総務課 男女共同参画センター 商工観光課</p>
働きやすい職場づくりに向けた事業所への支援・情報発信	<p>【人権政策課】 男女が働きやすい職場環境づくりを目指して、市内事業所へ企業訪問を通じてワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。</p> <p>【男女共同参画センター】 あらゆる分野の活動における男女間の格差を改善するため、必要な範囲内においていずれかの一方に対し当該機会を提供することについて学習を深め、実践できる知識を環境をつくる。</p>	<p>【人権政策課】 啓発チラシを作成し、企業訪問時に配布する。</p> <p>【男女共同参画センター】 平成30年度の事業計画時に検討する。</p>		<p>【人権政策課】 企業内の意識向上のためにも根気強く啓発を行う必要がある。</p>	1:新規	<p>人権政策課 男女共同参画センター</p>

基本目標	I	多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進
基本施策	I-4	就業環境の整備と就業機会の拡大
施策の方向	I-4-②	ワーク・ライフ・バランスの推進(2枚目)

推進計画P24

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
市内事業者への 情報提供	<p>【人権政策課】 企業へワーク・ライフ・バランスを推進するため、各種制度の情報提供を行う。</p> <p>【商工観光課】(再掲) ワーク・ライフ・バランスをはじめ、男女共同参画に関する情報提供や各種制度について情報提供を行う。</p> <p>【男女共同参画センター】 あらゆる職業・職種において、男女共同参画についての情報を提供する。</p>	<p>【人権政策課】 企業訪問の際にワーク・ライフ・バランスに関する制度の情報提供を行う。</p> <p>【商工観光課】 企業訪問等時にワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。</p> <p>【男女共同参画センター】 人権政策課・商工観光課等の役所関係機関および商工会等と連携し企業・施設・学校等に男女共同参画についての情報を提供する。S・Cだよりや市の広報・ZTVを活用する。</p>		<p>【人権政策課】 情報提供と啓発を一緒に行うことでよりよい効果を狙う。</p> <p>【商工観光課】 関係機関と連携して、普及・啓発を行う必要がある。</p> <p>【男女共同参画センター】 関係機関・部署との調整・連携に時間が必要となる。</p>	1:新規	人権政策課 商工観光課 男女共同参画センター
労働雇用対策 事業(企業内同 和対策事業ほ か)	<ul style="list-style-type: none"> ・米原市事業所内校正採用選考・人権啓発担当者及び米原市事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員を対象に研修会を開催する。 ・「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」期間中に米原駅前において、街頭啓発を実施する。 ・企業事業所訪問を7月に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いの人権を尊重し、労働者の就業環境が害されることのないよう、働きやすい職場づくりに向けて、更なる啓発に努める。 ・採用試験時に不適切な質問がないように企業へ啓発する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・依然として採用試験時に不適切な質問等が行われている実態があり、引き続き人権尊重の理念に基づく取り組みを図る必要がある。 	1:新規	商工観光課

基本目標	I	多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進
基本施策	I-4	就業環境の整備と就業機会の拡大
施策の方向	I-4-③	あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進

推進計画P25

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
農業次世代人材投資資金	農業の持続的発展を目的とし、新規就農者の育成・確保を図る。	国事業である農業次世代人材投資資金交付対象者の目標を3人とし、市の新規就農希望者受入支援事業のうち受入支援3人、新規雇用を2人とする。		国事業は採択要件のハードルが高い。新規就農をする上で、就農することによる生活面での不安などを取り除く必要があるため、サポート体制を構築する。受入支援事業の更なる周知を行い、雇用就農者を増やし、農業従事者を確保する必要がある。	2:継続	農政課
人・農地プラン	人と農地の問題について、地域の皆さんで話し合っってプランを作成し、解決していく。	山東地域を重点地域として、各集落の農地と農業を守るための話し合いを促し、人・農地プランの作成および更新を推進する。	人・農地プランを作成した集落数(市民意識調査) 平成27年度(31) 平成29年度(38)	地域農業、まちづくりに関する地域リーダーの育成が必要である。	2:継続	農政課
労働雇用対策事業(チラシ等の設置)	市役所でのチラシ等設置における情報提供	継続して広報「まいばら」および伊吹山テレビでの啓発を実施する。		・新たな法整備(昨今であれば女性活躍推進法や障害者雇用促進法など)された情報等について、関係機関と連携を図り情報発信を行う必要がある。	2:継続	商工観光課
労働雇用対策事業(湖北就活ナビ)	・ハローワークからの就職情報や啓発チラシ等について、庁舎窓口等に設置し、広く情報提供を行う。 ・湖北地域の企業の発展、優秀な人材確保を目的として、長浜市と合同で学生就職面接会を開催する。 ・湖北地域から進学している学生がいる関西圏、東海圏の大学キャリアセンターを訪問し、地元へのUターン就職へつなげるよう情報提供を行う。	・就業を希望する女性に向けて、職業紹介機関と連携し、女性の能力開発や職業能力取得に関する情報提供に努める。 ・湖北地域に事業所がある企業と連携し、東京にて就活ナビを開催するとともに、湖北地域への移住定住相談窓口の設置や先駆者によるトークショーを開催し、市内への定住と就労の促進を図る。		・UIターンについて、就職先の情報提供だけでなく、住環境・子育て環境等の暮らしに係る総合的な支援策が必要である。魅力ある米原市をアピールするため、関係各課との連携が必要である。	2:継続	商工観光課
情報の提供	ハローワーク等の求人情報を設置し、インターネット上でも検索できるように設定し、就職活動に有効な書籍を購入し、誰でも見られるようにしている。また、G-netしがの情報を広く提供する。	S・C内に設置している自由に使用し就労等の情報収集できるパソコンの存在をPRし活用できる環境を整備する。また、G-netとの連携を更に深め県内男女共同参画センターの情報を掲示し、女性団体等に勧めていく。		前項同様に興味のない方にどのように知っていただくか、どのようにすれば全住民に漏れなく情報提供できるかを関係機関と協議する必要がある。	2:継続	男女共同参画センター

基本目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 人権尊重と豊かな社会づくり
基本施策	Ⅱ-1	男女の生涯にわたる健康支援
施策の方向	Ⅱ-1-①	母性の尊重と母子保健の充実

推進計画P27

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
乳幼児健診事業	<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回、保健センターにおいて乳幼児健康診査を実施し、家庭での育児についての相談・支援を行う。 健診により児の異常の早期発見、成長発達の確認等を行い、支援につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回、保健センターにおいて乳幼児健康診査を実施し、家庭での育児についての相談・支援を行う。 健診により児の異常の早期発見、成長発達の確認等を行い、支援につなげる。 受診率:98%を維持する。 	乳幼児健診の受診者の割合 平成28年度実績 (97.9%) 平成29年度目標 (98.0%)	目標とする受診率に到達することができない。保護者に健診の必要性についてあらゆる機会を通して伝える必要がある。	2:継続	健康づくり課
妊婦支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時に健診受診券を配布し、妊婦健診の定期的な受診や重要性を伝え、受診を促す。また、妊娠期の状態等についての相談・指導等を行う。 母子健康手帳と一緒に配布するすくすくファイルを活用し、妊娠中の体の変化や生活の知識、また子どもの成長・発達を正しく学べるよう指導する。 要支援妊婦への妊婦訪問により、情報提供・保健指導を行う。 妊娠中の体重管理や検査結果の変化から、生活習慣の見直しや改善が図られるよう、情報提供や相談に応じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中のからだやこころの変化について知ることができる。 要支援妊婦には継続的な関わりを行い、安全な妊娠、出産が行えるようにする。 妊婦は定期的に健康診査を受診し、健康管理に努めることができる。 	/	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中からすくすくファイルを使って自己管理ができるよう発行時に説明しているが、使っている妊婦がまだまだ少ない。 全員が体重管理票を使い、自己管理を行い安全なお産を迎えることができる。 	2:継続	健康づくり課
健康診断事業・各種がん検診事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病健診とがん検診等を同時に、集団健診として市内各保健センター等で実施する。 指定医療機関での乳がん・子宮頸がん検診の実施により、女性特有のがんの早期発見・早期治療を目指すとともに、対象年齢の女性にクーポン券を配布し、無料で検診を受診できる体制を整える。 <p>〈参考〉 平成28年度 受診者数 胃がん検診 1,366人 (男性582人、女性784人) 大腸がん検診 2,372人 (男性926人、女性1,452人) 肺がん検診 1,039人 (男性461人、女性578人) 乳がん検診 1,186人 (受診率29.7%) 子宮がん検診 1,091人 (受診率23.3%)</p>	継続した健康診査の受診を行い、自分のからだの状態を知り、生活習慣病の予防に努める。 がん等の疾病の早期発見・早期治療により、命を守り健康な生活を送ることができる。 乳がん検診の受診率 平成29年度 40.0% 子宮がん検診の受診率 平成29年度 40.0%	乳がん検診の受診者の割合 平成28年度(29.7%) 平成29年度目標数値(40.0%) 子宮頸がん検診の受診者の割合 平成28年度(23.3%) 平成29年度目標数値(40.0%)	がん検診受診者数の減少が課題である。	2:継続	健康づくり課

基本目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 人権尊重と豊かな社会づくり
基本施策	Ⅱ-1	男女の生涯にわたる健康支援
施策の方向	Ⅱ-1-②	生涯にわたる心身の健康保持と増進

推進計画P27

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
健康教育事業	<ul style="list-style-type: none"> 個人の健康づくり活動への支援 健診結果説明会の開催 健康・栄養相談の実施、出前講座の実施 CATVによる啓発 	自らの健康管理のため、自分の現状を知り、健康を自己管理できるようにする。		集団教育やCATVなどでは、健康障がいリスクの高い、健康意識の低い人への啓発や関わりが難しい。	2:継続	健康づくり課
総合型スポーツクラブ支援 ニュースポーツ 出前講座	高齢者を対象にいきがいの場所づくりを行い、体を動かすことにより、健康の増進を図る。	<p>スポーツアドバイザーによる出前講座を引き続き行う。 就学前児童や就学児を対象に運動不足解消や運動能力の向上を目指す。 スポーツ推進委員による出前講座についても、成人から高齢者まで幅広い年齢を対象に親しみやすいスポーツを紹介する。</p>	<p>ニュースポーツ等の出前講座の実施回数 17回 気軽にやってみようニュースポーツ出前講座参加者数 600人 エンジョイ♪まいばらっこ講座参加者数 250人</p>	出前講座利用者のニーズに合った講座内容を提供し、随時更新していく必要がある。	2:継続	生涯学習課
地域で健康づくりに取り組める環境づくり	ご近所元気にし隊員(介護予防サポーター)を養成し、介護予防の取組を推進する。 ・自治会単位での運動自主グループを育成する。	7月に養成講座実施	ご近所元気にし隊員養成数 15人 歩楽るん教室 2カ所	養成後の介護予防活動の促進が必要である。	1:新規	くらし支援課

基本目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 人権尊重と豊かな社会づくり
基本施策	Ⅱ-1	男女の生涯にわたる健康支援
施策の方向	Ⅱ-1-③	性と生殖に関する意識啓発と性の尊重

推進計画P27

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
エイズ・性感染症教育推進	保健体育の授業を通して、エイズや性感染症に関する知識や予防法などを学習する。	小中学校で体育科や保健体育課での授業を中心に指導を行う。		エイズや性感染症に関する正しい知識を教えていく必要性	2:継続	学校教育課
小中学生における性教育の実施	学活・道徳・保健体育の時間に、発達段階に応じて性教育を実施する。	各学校の性教育年間指導計画に基づき発達段階に応じた性教育の指導を行う。 保護者による性教育の授業公開や保護者啓発の充実に努める。	「性教育」の授業公開、または保護者への啓発を行う実施校数 平成25年度(18.0%) 平成26年度(25.0%) 平成27年度(40.0%) 平成28年度(50.0%) 平成29年度目標値(60.0%)	性教育におけるにおける効果的普及や啓発に努める必要がある。 性教育の授業公開、または保護者への啓発を充実させていく必要がある。	2:継続	学校教育課
不妊・不育治療支援事業	・特定不妊治療費の県助成金額を除いた額から、治療内容により金額を決定し、一部助成を行う。 ・不育症の検査費および治療費の保険適用分、適用外分ごとに金額を決定し、一部助成を行う。	不妊・不育に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、安心・安全に出産を迎える。		不妊に悩む夫婦の相談は少なく、経済的支援のみの関わりとなっている。	2:継続	健康づくり課

基本目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 人権尊重と豊かな社会づくり
基本施策	Ⅱ-2	DV等あらゆる暴力の根絶
施策の方向	Ⅱ-2-①	DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進

推進計画P31

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
オレンジリボンの街頭配布等、児童虐待防止に関わる啓発活動の実施	オレンジリボンの街頭配布等、児童虐待防止に関わる啓発活動を実施する。 (キャラバン隊激励1回、県下一斉活動1回)	児童虐待防止月間を中心にオレンジリボンキャンペーンを実施する。		推進月間以外においても、様々な機会ととらえ積極的な啓発に努める。	2:継続	こども家庭課
デートDV予防教育の実施	虐待予防教育の一環として、中学生に対するデートDV予防教育を行う。	保健体育課の授業等でデートDVについての理解を深め、予防に努める。	中学校でのデートDV予防教育の実施率 平成29年度(60%)	教員向けの研修の充実の必要性	2:継続	学校教育課
女性の人権に対する人権啓発	DV・セクハラ・虐待など女性に対する暴力防止等の啓発を講演会の実施やチラシの配布等で行う。	12月上旬の人権週間に男女共同参画についての講演会を予定する。また、暴力やDVの実態などの関係図書を整え貸出しできる体制を整える。	平成29年目標数値 60人	予算に限りがあり、認知度の高い講師は参加者数は期待できるが講演料が高く、またその逆でも駄目なため、講師の選定に困難が生ずる。	1:新規	男女共同参画センター
セクシュアル・ハラスメント対策	米原市職員のハラスメントの防止等に関する指針を順守する。	相談しやすい体制づくりを確保する。 ・人事担当に女性職員の配置 ・職員組合に相談窓口となる組合員の配置		男女がお互いの人権を尊重し、対等な関係を築き上げられる環境をつくる。	2:継続	総務課
CAPプログラムによる人権教育	【子ども家庭課】 子どもの権利保護、虐待防止を目的としたCAPプログラムの講義を教職員・保護者・児童を対象に行う。 【学校教育課】 CAPプログラムを教職員・児童・保護者が受講し、子どもの安心・安全・自由を保障する。	【子ども家庭課】 教職員、児童(小学5年生、5歳児)とその保護者にCAP研修を実施する。 【学校教育課】 各小学校で5年生を対象にCAPプログラムを実施する。また、教職員向けの研修も行う。	【子ども家庭課】 CAPプログラムによる人権教育の実施率 平成27年度実績値(95%) 平成28年度実績値(100%) 平成29年度目標値(100%) 【学校教育課】 小学校におけるCAP(児童虐待防止)プログラムによる人権教育の実施率 平成25年度(100%) 平成26年度(100%) 平成27年度(100%) 平成28年度(100%) 平成29年度目標値(100%)	【子ども家庭課】 人権教育研修として実施する教職員ワークの内容の工夫する。 【学校教育課】 研修内容の充実と事前事後の取組の工夫が必要。	2:継続	こども家庭課 学校教育課

基本目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 人権尊重と豊かな社会づくり
基本施策	Ⅱ-2	DV等あらゆる暴力の根絶
施策の方向	Ⅱ-2-②	DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実

推進計画P31

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
米原市子ども家庭相談支援事業	米原市子ども家庭支援ネットワークによる関係機関等の連携および役割分担による要保護児童およびその家庭を早期発見する。米原市子ども家庭相談室を中心に、要保護児童等に対して必要な相談・支援を実施する。必要な専門機関につなぎ、質の高い支援を実施する。オレンジリボン等の児童虐待防止に関わる啓発活動を行う。ひきこもりやニート状態にある若者やその家庭の相談を受け適性に応じた就労支援を実施する。	子ども家庭相談室を中心に要保護・要支援児童に対して必要な支援を継続して行うとともに、関係機関等と連携し早期発見や状況の改善に努める。		子どもの命と育ちを守るセーフティネットとして、子どもの最善の利益、子どもの人権を守ることを大事にする。	2:継続	子ども家庭課
相談支援事業	男女がいきいきと自分らしく暮らすことができる社会を目指し、生活上の不安や悩みに寄り添った相談支援事業を行う。	相談窓口については、関係機関と連携を図りながら、相談者の悩みに寄り添い、人権政策課職員が一丸となって取組む。		関係機関等との連携により、人権政策課職員で対応し、相談者の生活上の不安や就労に関する悩みにきめ細やかに対応する。	2:継続	人権政策課
DV防止に向けた関係機関の連携	DVに対する早期発見や早期対応に取り組むため、関係機関と連携を図る。	女性等を犯罪等から守るネットワーク会議に参加し、関係機関との協力を図り、早期対応に努める。		1つの担当では問題解決できないため、ネットワークを最大限に活用できるように、関係づくりを行う必要がある。	1:新規	人権政策課
高齢者虐待ネットワーク会議の設置	高齢者虐待に対する関係機関連携のため、ネットワーク会議を開催する。	高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議の開催 全体会 2回 個別ケース会議 随時		対応する側の知識が求められる、難しいケース、経済的虐待が増加している。	2:継続	くらし支援課
心配ごと総合相談	行政相談委員、人権擁護委員、民生委員、障がい者相談員による総合相談を実施する。	月2回開催(4会場を巡回) 広報・伊吹山テレビでの開催周知		相談者が減少傾向にある。他の相談窓口との連携を図っていく必要がある。	2:継続	くらし支援課
学校園内における相談体制の充実	学級担任を中心に児童・生徒の教育相談を実施する。児童・生徒が相談者を選ぶセレクト相談も実施し、より多くの教員がかかわることで児童生徒の悩みを聞く体制を構築する。	複数回の教育相談期間を設け、全ての児童生徒が相談できる体制を構築する。		アンケート内容や相談内容の共通理解の体制づくり	2:継続	学校教育課
子ども家庭サポートセンターと学校との連携強化	ケース検討会議やネットワーク会議を実施し、把握に努める。	校園にも情報共有の有用性のあるネットワーク会議を継続する。		情報を共有した内容の活用の有り方	2:継続	学校教育課
警察や子ども家庭相談センターとの連携	子どもの安全を守るために、米原警察署や彦根子ども家庭相談センター等と連携し、安全確保の取組や行事を実施する。	警察や児童相談所との定期的な情報交換と、早期対応できる体制づくりに努める。		普段からの情報の共有と相談体制の充実の必要性	2:継続	学校教育課

基本目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 人権尊重と豊かな社会づくり
基本施策	Ⅱ-2	DV等あらゆる暴力の根絶
施策の方向	Ⅱ-2-③	被害者の安全確保と自立支援

推進計画P32

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
住民基本台帳事務における支援措置	ドメスティックバイオレンスおよびストーカー行為による被害者からの支援申出により、住民票や戸籍附票の写しなどの証明書の交付および住民票の閲覧の制限を行い、被害者の住所が加害者をはじめ第三者に知られることのないようにする。	関係課との連携を行い、情報管理の徹底を行う。 支援措置の期間は一年のため、支援が途切れることのないように、対象者へあらかじめ更新手続きの案内を行う。		定期的な職員研修を開催することにより、適正な事務の執行を徹底する必要がある。	2:継続	市民窓口課
警察や少年センターとの連携	デートDVやサイバー犯罪から青少年を守るために警察と連携した支援を行う。	デートDVやストーカー行為等の犯罪防止のための教育の場を警察と共に提供する。さらに青少年が相談しやすい環境を整える。		ひとり親担当や家庭相談員等との連携	2:継続	こども家庭課
DV等被害者の安全確保	【男女共同参画センター】 関係機関と連携を図りながら、被害者が安全に安心して暮らせる環境をつくり、回復や自立に向けた支援を実施する。 【人権政策課】 DV被害者からの相談があった場合、被害者の安全確保や心身の回復、被害者の自立を支援するために、関係機関と連携しながら対応する。	【男女共同参画センター】 平成30年度の事業計画時に検討する。 【人権政策課】 DV対策等の会議に参加し、必要な対応ができるように努める。		【人権政策課】 会議録を共有し、課内の総スキルアップを図ることが必要である。	1:新規	男女共同参画センター 人権政策課

基本目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 人権尊重と豊かな社会づくり
基本施策	Ⅱ-3	子育てしやすい安心・安全なまちづくり
施策の方向	Ⅱ-3-①	子育てにやさしいまちづくり(1枚目)

推進計画P33

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
保育サービス充実	<p>【通常保育の実施】</p> <p>【特別支援保育の実施】</p> <p>①病児・病後児保育の実施</p> <p>②一時預かり(一時保育の実施: 公立3園、民間4園)</p> <p>③長時間保育の実施</p> <p>④延長保育の実施(民間保育園)</p> <p>⑤休日保育の実施(米原保育園、醒井保育園)</p> <p>⑥特別支援保育体制の実施</p> <p>⑦低年齢児保育の実施</p>	<p>・保護者の多様なニーズに応え、子育てを社会で支えることで、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進する。</p> <p>・病児・病後児保育室おぞらを開設する。</p> <p>・体調不良児対応型病児保育を実施する。(新規2園)</p> <p>・公立園における延長保育事業の拡充の検討</p>	<p>延長保育・休日保育を実施する保育園の数</p> <p>・平成26年度実績(5園)</p> <p>・平成27年度実績(6園)</p> <p>・平成28年度実績(6園)</p> <p>・平成29年度目標値(6園)</p> <p>保育料の軽減対象者 平成29年度目標値(6400人)</p> <p>待機児童発生数 平成29年度(0人)</p>	<p>病児・病後児保育については100名を超える登録者数があり、継続的な利用数がある。</p> <p>一時預かりは子育て環境の変化によって、継続的な利用がありニーズも多様化しているため、サービスの内容や日数等について見直しを図る必要がある。</p>	2:継続	保育幼稚園課
安心して子どもを生み育てられる環境づくり	<p>【健康づくり課】</p> <p>産後ケア事業 育児不安等の支援が必要な産後から生後4か月までの母子を対象に日帰り、宿泊サービスを提供し、安定した育児が継続できるよう支援する。</p> <p>【子育て支援課】</p> <p>保護者の多様なニーズに答え、子育てを社会で支えることで、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進する。</p>	<p>【健康づくり課】</p> <p>産後間もない母子の心身の安定を図るためのサービスを創設する。</p> <p>【子育て支援課】</p> <p>放課後安心プラン関連ニーズ調査を実施する。</p>	<p>【健康づくり課】</p> <p>サービス提供機関:2か所 利用件数:2件</p>	<p>【健康づくり課】</p> <p>サービス提供機関の確保と事業の周知が必要となる。</p> <p>【子育て支援課】</p> <p>多様なニーズに対する、新たな施策展開を検討する必要がある。</p>	1:新規	健康づくり課 子育て支援課
放課後児童クラブ事業	<p>放課後児童の安心・安全な居場所づくりを目指し、市と地域、市民の協働により、放課後児童クラブ事業を実施する。</p> <p>放課後児童クラブでは、放課後留守家庭児童の居場所となる児童クラブを市内に開設している。</p>	<p>放課後児童クラブ 放課後児童クラブの利用者の増加に対して、各クラブの協力を得て、更なる安全・安心な受け皿の確保に努める。</p> <p>冒険遊び場等 関係団体や子ども会と連携し、冒険遊び場および水に親しむ遊び場の開設・運営の支援を行う。</p>	<p>放課後児童クラブ開設数 9か所、13支援単位</p> <p>冒険遊び場 新規2カ所 水に親しむ遊び場開設数 新規2カ所</p>	<p>放課後児童クラブ 利用申込が年々増加し、受け入れる施設や支援員の確保が難しい。各クラブの協力を得て、更なる安全・安心な受け皿の確保に努める必要がある。</p> <p>冒険遊び場等 冒険遊び場の取組が市内全域に広がるよう、関係団体や子ども会と連携し、冒険遊び場および水に親しむ遊び場の開設・運営の支援を行う必要がある。</p>	2:継続	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	<p>育児の援助を受けたい人と援助に協力できる人がそれぞれ会員登録し、相互援助に関する連絡・調整を行う。</p>	<p>委託団体と連携し登録会員を増やし、必要な時に子育ての援助が行える体制を整備する。</p>	<p>平成29年度末登録会員:100人</p>	<p>登録会員を増やし、必要な時に子育ての援助を行える体制を整える必要がある。</p>	1:新規	子育て支援課

基本目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 人権尊重と豊かな社会づくり
基本施策	Ⅱ-3	子育てしやすい安心・安全なまちづくり
施策の方向	Ⅱ-3-①	子育てにやさしいまちづくり(2枚目)

推進計画P33

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
子育て支援センター事業	<p>【保育幼稚園課】市内4か所に地域子育て支援センターを設置している。あゆっこ(米原公民館)寺子屋(長岡保育園)、はなばたけ(いぶき認定こども園)、ふたばっこ(おうみ認定こども園)。①保育室・園庭の開放 ②育児相談 ③交流事業 ④情報開示 ⑤子育てサークル等の育成・支援 ⑥訪宅活動等の活動を行う。</p> <p>【子育て支援課】親子が安心して過ごせる居場所づくりなど、子育て家庭を支援する。</p>	<p>【保育幼稚園課】子育て支援センターの機能を充実し、子育て家庭が気軽に行ける相談体制や地域とのつながりや居場所づくりを図る等、子育て家庭を支援する。</p> <p>【子育て支援課】新設ウェブサイトにおいて、子育て支援情報を整理する。</p>	<p>【保育幼稚園課】子育て支援センターにおける相談の件数 平成26年度実績(666件) 平成27年度実績(575件) 平成28年度実績(532件) 平成29年度目標値(500件) (件数を目標に実施する事業ではない)</p>	<p>【保育幼稚園課】父親や祖父母にも役立つ情報を提供したり、センターの土曜開設など、男女が共に参加しやすい環境づくり等、様々なニーズに合った居場所づくりを考えていく。核家族や県外からの転入家庭における母親の心理的負担を軽減していく。 支援センター職員および併設園職員が共通理解し、子育て支援をしていく。</p> <p>【子育て支援課】子育て支援センターなど、地域に密着した子育て支援をする必要がある。</p>	2:継続	保育幼稚園課 子育て支援課
利用者支援事業	<p>【健康づくり課】子育て世代包括支援センター事業 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のための拠点を整備し、助産師等の専門職による継続支援、関係機関との連携強化を行う。</p> <p>【保育幼稚園課】子育て世代包括支援センターを設置し、基本型の子育て支援コーディネーターと母子保健型の母子保健コーディネーターが連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。 ①げんきステーションでの相談活動 ②地域子育て支援センター巡回による子育て支援、相談活動</p>	<p>【健康づくり課】子育て世代包括支援センターの設置、体制整備を行う。</p> <p>【保育幼稚園課】子育て世代地域包括支援センターの設置、体制整備を行う。</p>	<p>【健康づくり課】子育て世代包括支援センター1か所</p>	<p>【健康づくり課、保育幼稚園課】助産師、保育士等の専門職の確保が困難である。</p>	2:継続	健康づくり課 保育幼稚園課
特定事業主行動計画の推進(子育て支援ハンドブックの周知)(再掲)	米原市特定事業主行動計画策定委員会にて対策の実施や計画の見直し等を行い、全職員に対し、周知、啓発等を行う。	米原市特定事業主行動計画の推進を図るとともに、必要に応じて見直しを行う。 ・男性職員の育児休業の促進	・市役所男性職員の育児休業取得の割合 平成29年度 目標値(5%・1人)	仕事と家庭が両立できるゆとりある就業環境を整備していく必要がある。	2:継続	総務課
「米原市子育て応援ガイド」の配布	未就学の子どもを持つ保護者が米原で子育てをするのに必要な情報を掲載する。各庁舎・行サビ・公民館・子育て支援センター等関係施設にて配布する。	保護者が子育てをする際に様々な米原市のサービスを利用していたできるように、子育てに役立つ情報を掲載した冊子を作成し、各庁舎・行サビ・公民館・子育て支援センター等の関係施設において掲示・配布する。また、子育て家庭だけではなく、より多くの方に手に取ってもらえるように、ZTVを活用し周知を図る。		子育て応援ガイドを活用しながら、市内のサービスを利用される保護者も増えてきた。子育て関係機関が互いの支援事業について情報共有しながら市全体での子育て支援につなげる。	2:継続	保育幼稚園課
子育てに関する情報の発信	子育てに関する情報を広報誌等で発信するとともに、子育て関係施設においても掲示・配布する。	新設ウェブサイトにおいて、子育て支援情報を整理する。		関係各課と連携し、広範囲にわたる子育て支援情報を整理し直す必要がある。	1:新規	子育て支援課

基本目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 人権尊重と豊かな社会づくり
基本施策	Ⅱ-3	子育てしやすい安心・安全なまちづくり
施策の方向	Ⅱ-3-②	家庭の教育力の向上

推進計画P34

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
家庭の教育力に関する啓発および講習会等の開催等	<p>【生涯学習課】 学校・家庭・地域の連携を図りながら、男女ともに、家庭における教育力の向上に向けた支援を行う。</p> <p>【学校教育課】 固定的な性別役割分担意識を見直し、男女がお互いに家庭生活を担っていくことの重要性の理解を促進する。</p> <p>【保育幼稚園課】 各園において、子ども・保護者、地域の実態に合わせた保育参加、親子活動、講演会および座談会等を実施する。</p> <p>【子育て支援課】 親子で参加・体験する活動や、家庭教育に関する講座や研修会などを通して、家庭の教育力の向上に取り組む。</p>	<p>【生涯学習課】 関係団体と連携して、家庭教育フォーラムを開催する。 家庭における教育力の向上を図るため、家庭教育に関する情報を盛り込んだ総合通信「まいふあみ」を発行する。 まいふあみの発行：年間4回</p> <p>【学校教育課】 各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開する。</p> <p>【保育幼稚園課】 各園の実態に応じた事業を行い、保護者の参加を増やしていくとともに、参加できなかった保護者への事後の啓発に努める。(保育参加、保護者講演会、座談会等の開催) ・園だより、クラス便りを通して、子どもへの関わり等を発していく。</p> <p>【子育て支援課】 家庭教育ワーキングチームでの検討を行う。 家庭教育フォーラムを共同開催する。 PTA教育講演会等における家庭教育の啓発を行う。</p>	<p>【生涯学習課】 「まいふあみ」の発行(年間4回) 家庭の教育力向上に関する出前講座の実施回数 1回</p> <p>【学校教育課】 家庭の教育力向上に関する啓発を行う実施校数 平成29年度目標値(100.0%)</p> <p>【保育幼稚園課】 各園の実態に応じた事業を行い、保護者の参加を増やしていくとともに、参加できなかった保護者への事後の啓発に努める。(保育参加、保護者講演会、座談会等の開催) 平成29年度保育参加・講演会45回、座談会の回数30回(目標)</p>	<p>【生涯学習課】 子育て・教育関係各課がそれぞれ個別で家庭教育・子育て支援事業を行っているため、横連携を図り、情報共有や、事業の集約をしていく必要がある。</p> <p>【学校教育課】 教職員を対象にした研修の充実が必要である。</p> <p>【保育幼稚園課】 園では、従来から家庭の子育て力を引き出す取組を実施している。日頃の子育てを振り返り、お互いの悩みを出し合う中で保護者自身が安し、自信を持って子どもと向き合えるようになる。特に支援の必要な家庭ほど参加率が低いので、保育参加、講演会の開催の工夫をしながら多くの方に参加してもらえるようにすることが必要。 保護者の実態も多様化しているので、保護者の思いに寄り添う日々の関わりが大切になってくる。</p> <p>【子育て支援課】 家庭教育ワーキングチームなど、関係各課との連携を深め、効果的な事業を実施する必要がある。</p>	1:新規	生涯学習課 学校教育課 保育幼稚園課 子育て支援課

基本目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 人権尊重と豊かな社会づくり
基本施策	Ⅱ-4	高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり
施策の方向	Ⅱ-4-①	社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり(1枚目)

推進計画P36

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
ひきこもりやニート状態にある若者に対する相談支援の充実	子ども・若者支援地域協議会の運営および関係機関等との連携	「こども家庭相談室」「少年センター」「若者自立ルームあおぞら」「ひとり親自立支援」「里親」事業それぞれの活動充実を図るとともに、連携による効果的総合的な相談・支援を実施する。		少年センターとの連携	1:新規	こども家庭課
心配ごと総合相談(再掲)	行政相談委員、人権擁護委員、民生委員、障がい者相談員による総合相談を実施する。	月2回開催(4会場を巡回) 広報・伊吹山テレビでの開催周知		相談者が減少傾向にある。他の相談窓口との連携を図っていく必要がある。	2:継続	くらし支援課
ひとり親家庭支援	母子父子自立支援員によるひとり親家庭に関する生活や就労等の相談の実施、DV相談。	デートDVやストーカー行為等の犯罪防止のための教育の場を警察と共に提供する。さらに青少年が相談しやすい環境を整える。	DVに関する相談の件数 平成28年度(延べ33件) (件数を目標に実施する事業ではない)	人権政策課との連携	2:継続	こども家庭課
生活困窮者に対する自立支援施策の充実	包括的かつ継続的な相談支援を行う。生活困窮者支援を通じた地域づくりを実施する。	生活困窮者が抱える複合的な課題に個別的、包括的および継続的に相談支援を行い、困窮状態からの早期の脱却を支援する。		生活困窮者の課題は多用で複合的である。制度の狭間に陥らないよう、広く受け止め、就労の問題、心身の不調、家計の問題などの多様な問題に対応できるよう地域のネットワークを構築する。	2:継続	社会福祉課

基本目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 人権尊重と豊かな社会づくり
基本施策	Ⅱ-4	高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり
施策の方向	Ⅱ-4-①	社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり(2枚目)

推進計画P36

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
要配慮者の防災体制の充実	<p>【くらし支援課】 近年、地震、集中豪雨や台風による風水害が多発している中、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が犠牲者の多くの割合を占めていることから、平常時から地域のつながりを強め、助け合いの関係を築くことにより、災害時の支援をすみやかにを行うため、地域ぐるみで避難支援体制を構築する。</p> <p>【防災危機管理課】 災害時等の緊急時において、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する人に対する避難体制づくりを進める。</p>	<p>【くらし支援課】 ・出前講座等をとおして関係機関へ周知する。</p> <p>【防災危機管理課】 関係各課と連携し、災害時における要配慮者に対する避難体制づくりを進める。</p>	<p>【くらし支援課】 ・同意者名簿の登録率 80%以上 ・個別プランの作成取組自治会 50地域以上</p>	<p>【くらし支援課】 ・取組状況に地域格差がある。</p> <p>【防災危機管理課】 要配慮者に限らず、災害時における避難体制づくりには、地域で日頃から顔の見える関係性作りに努めてもらうことが大切である。</p>	1:新規	くらし支援課 防災危機管理課
外国籍市民に対する相談支援	NPO法人米原市多文化共生協会等と連携を図りながら、外国籍の方が住みやすい地域づくりを目指す。	NPO法人米原市多文化共生協会と連携しながら必要な支援を行う。		すべての外国籍の方が住みやすいまちにするためには、多言語等への対応が求められるが、種類も多く、対応しきれてない。	1:新規	人権政策課
外国籍市民に対する支援の充実	外国籍児童やその保護者に対するきめ細やかな支援体制の充実に向けて関係機関との連携を図る。	保護者向け文書や児童生徒向けの面談・相談で多文化共生協会との連携を図る。通訳や翻訳体制を充実する。		外国籍児童生徒の増加に伴い、保護者対応や日本語教育の必要性が高まっている。	1:新規	学校教育課
サロン活動等による居場所づくり	高齢者等の居場所づくりのため、「地域お茶の間創造事業」を推進する。また、サロン活動をサポートする社会福祉協議会との連携を図る。	地域お茶の間創造事業の推進を図るため、継続団体の活動支援・交流、新規団体の設立支援を行う。	H29年度新規団体 5団体 (H33目標35団体)	補助金要綱を見直し、地域が取り組みやすい制度とする。	1:新規	くらし支援課

基本目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 人権尊重と豊かな社会づくり
基本施策	Ⅱ-4	高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり
施策の方向	Ⅱ-4-②	在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実

推進計画P37

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
認知症サポーター養成講座	認知症サポーター養成講座およびキャラバンメイト養成講座を実施する。	認知症サポーター養成講座の開催(子ども世代含む) 目標 800人 キャラバンメイト養成講座の開催 目標 15人	認知症サポーター養成講座の受講 修了者の男性の割合 (実績) 平成28年度(40.6%) (目標値) 平成29年度(45.0%)	小・中学校、高校等での開催を促し、若い世代の認知症に対する理解を高めていく必要がある。社会福祉協議会、公共交通機関、金融機関等のサポーターの育成が課題である。	2:継続	くらし支援課
高齢者総合相談	高齢者の介護保険や生活支援等の総合的な支援を行う。	米原近江地域包括支援センターとともに、介護保険を始めとする高齢者の総合相談を行う。米原近江地域包括支援センターに、指定介護予防支援事業所を設置する。		人材(専門職)の確保が課題である。	2:継続	くらし支援課
障がい者福祉事業	各種障がい福祉サービス、通所施設等の整備を行う。	本年度の障がい福祉計画等の見直しの中でアンケート等を実施し、従前の計画の実施状況を検証しながら、整備をしなければならない福祉サービス、施設の整備等の検討を行う。		平成29年度に障がい者計画および障がい福祉計画を見直しする予定である。このため、現状の検証と、ニーズ調査を平成28年度中に実施した。調査から課題等を整理し、今後の計画策定に向けて準備する。	2:継続	社会福祉課
発達障がい者の支援	発達障がい者の支援を図るため、巡回相談、親子教室を実施する。	親子教室開催:毎月2回実施 巡回相談:年24回 発達しょうがい等の課題のある乳幼児の早期発見、早期対応に取り組む。		発達支援センターや親子教室の体制が確立していない。運営会議等で健康福祉部、子ども未来部、教育委員会等の関係機関との横断的な検討が必要となる。	2:継続	健康づくり課

基本目標	Ⅲ	多様性の尊重と共生のまちづくり 男女が共に安心して豊かに暮らせる環境づくり
基本施策	Ⅲ-1	お互いを尊重しあうための教育の推進
施策の方向	Ⅲ-1-①	男女共同参画を推進するための学習環境づくり

推進計画P39

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
県内男女共同参画センターの紹介	県内の男女共同参画センター情報のパネル掲示や、チラシなどを配布する。	常に県内男女共同参画センターの広報誌やチラシ・パネルを掲示する。		全市民に掲示している事をS・Cだよりなどで周知しても、目に留めない人に対する対応が、どの項目についても同じだが課題である。	2:継続	男女共同参画センター
S・Cプラザだより	定期的に発行しているセンター通信にて、男女共同参画についての情報を載せる。	当センターで実施する事業・イベントの情報や結果を掲載し、男女共同参画事業の周知を図る。月1回は発行する。		回覧では情報が家庭に留まらないため、漏れなく全市民に周知できる方法を検討する必要がある。	2:継続	男女共同参画センター
男女共同参画関連図書	G-netしがの大きな図書館の蔵書を一部各市男女共同参画センターに貸し出し、男女共同参画関連図書に興味を持ってもらう。3か月に1回、季節ごとに入れ替える。	G-netより定期的に借用していたが、今年度より月に数冊程度書籍を購入し、市民に貸し出すこととした。購入することにより所有する書籍を充実させることができる。		S・Cの書棚は規模が小さく、今後書籍を購入し冊数を増やすに当たり、整理し保管する場所の確保が必要となる。	2:継続	男女共同参画センター
図書館業務	男女共同参画社会に関する資料を収集整備し、市民に提供する。	男女共同参画分野の資料を新たに収集し、所蔵して市民に提供していく。		男女共同参画に関する蔵書を整備・構築していくため、市民の学習ニーズを把握するための情報収集を継続して実施していく必要がある。	2:継続	図書館
ハートフル・フォーラムの開催	ハートフル・フォーラム(地区別懇談会)の開催 人権啓発教材の視聴、意見交流、講演会、ワークショップ等を通じて地域での人権学習を実施する。	地域での人権問題の早期解消を図るため、各自治会でハートフル・フォーラムを実施していただく。 ハートフル・フォーラム実施自治会数、参加人数 平成29年度:88自治会(82.2%) 2,800人(目標) ハートフル・フォーラム未実施の自治会に対し、実施依頼の呼びかけを行う。	ハートフル・フォーラムで男女共同参画を学習テーマとして実施したことがある自治会の割合(過去5年間の累計) 平成26年度 2.3%(実績) 平成27年度 2.3%(実績) 平成28年度 1.2%(実績) 平成29年度 3.0%(目標)	ハートフル・フォーラムの実施方法がマンネリ化している。ハートフル・フォーラムを実施する自治会と実施しない自治会が固定化されている。人権マップや人権クイズ、人権落語や出前講座等様々な学習方法を紹介していく必要がある。	2:継続	生涯学習課
きらめき人権講座	人権文化のまちづくりのため、人権知識や人権感覚を磨き、それぞれの立場で活躍いただける人材育成を目的として、多様な人権課題について学ぶ人権講座を年4回開催する。	平成29年度きらめき人権講座 4回開催 各回60人(目標) 第1回(7月20日) 第2回(8月22日) 第3回(9月21日) 第4回(10月16日) 伊吹山テレビ文字放送等を活用し、講座の開催を広く市民にPRする。		地域の人権課題に応じたテーマを設定し、研修会の内容を勘案する必要がある。 きらめき人権講座のアンケートを参考に、次年度講座の講師の選定を行う。	2:継続	生涯学習課
男女共同参画に対する学習機会の提供	男女共同参画のテーマに沿った講演会等を企画、提供する。	人権政策課、男女共同参画センター、生涯学習課(人権教育推進協議会)が連携し、学習機会の提供を行う。		各関係と連携してよりよい学習機会の提供に努めよう。	1:新規	人権政策課

基本目標	Ⅲ	多様性の尊重と共生のまちづくり 男女が共に安心して豊かに暮らせる環境づくり
基本施策	Ⅲ-1	お互いを尊重しあうための教育の推進
施策の方向	Ⅲ-1-②	園、学校等における男女共同参画の推進

推進計画P39

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
人権研修・男女平等にかかわる就学前教育	子どもへの暴力防止プログラム(教職員ワークショップ) 園内研修会(人権研修) 全員研修会 就学前講座 園内公開保育および研究協議会(事例研を含む)の開催する。	・男女共同参画の視点に立ち、ジェンダーに捉われない保育、教育を推進する。 ・保護者・保育者の学習、研修の充実および意識啓発を行い、資質の向上を図る。(園内研修・外部研修への参加) ・男女共同参画の視点に立った絵本等の教材の選定を行う。	・平成26年度実績(10園) ・平成28年度実績(7園) ・平成29年度目標値(10園) ※統合整備計画に基づく想定園数	保護者向け研修や保育参加等への父親の参加も増加している(子育てへの関心)。 環境を通して行う保育・教育において、性別による固定観念や役割分業意識を植え付けることのないよう配慮し、教材研究・環境構成を行う。	2:継続	保育幼稚園課
男女共同参画に関する学習 男女雇用機会均等法の学習 男女共同参画に関する研修	各教科や道徳・学活・総合的な学習の時間を使い、男女共同参画社会の理念にたったジェンダーにとらわれない社会を実現する児童・生徒を育成する。	各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開する。	小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率 平成26年度(62.5%) 平成27年度(80.0%) 平成28年度(82.5%) 平成29年度目標値(85.0%)	教職員を対象にした研修の充実	2:継続	学校教育課
児童会活動 生徒会活動	望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。	・児童会生徒会役員が男女を問わず選出され活動できるような、特別活動を学校において実施する。		役員に限らず、児童会活動、生徒会活動のあらゆる場面に置いて、性別による固定的な役割分担意識を払拭することを目指す。	2:継続	学校教育課
キャリア教育・職場体験実習	豊かな勤労観、職業観および個性に応じて将来の進路を選択する能力を養う。	中学校2年生全員を対象に職場体験学習を実施する。		将来の進路選択に具体的に生かせる体験学習の工夫	2:継続	学校教育課

基本目標	Ⅲ	多様性の尊重と共生のまちづくり 男女が共に安心して豊かに暮らせる環境づくり
基本施策	Ⅲ-2	多様性の尊重
施策の方向	Ⅲ-2-①	多文化への理解と共生の取組

推進計画P41

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
外国語通訳設置事業、翻訳版広報の発行	外国籍市民の生活支援を図るため、NPO法人米原市多文化共生協会にポルトガル語と中国語の翻訳、通訳業務を委託する。	平成29年度もNPO法人米原市多文化共生協会に事業委託を行う。	毎月1回広報を発行(29年度)	平成21年度からポルトガル語2人、中国語1人の通訳を設置し、市内の主な公共施設で外国語表記案内板も設置済み。 外国語版広報は平成22年度から発行し、ウェブサイトには平成24年度から掲載している。ポルトガル語と中国語の2言語のみの対応なので、少数言語への対応が課題となる。	2:継続	人権政策課
多文化共生推進事業	国籍や民族などが異なる外国籍市民との共生社会の実現を目指した取組を推進する。	日本語教室の開催や各種交流事業などを実施(委託)する。また、日本語教室を開催し、早く日本の文化を理解できる外国籍市民を増やす。	交流事業の開催数5回以上(29年度) 日本語教室における外国籍市民参加者数 267人(28年度)→280人(29年度)	事業委託が円滑に行われ、外国籍市民へのサービスの質を落とさないことが求められる。	2:継続	人権政策課

基本目標	Ⅲ	多様性の尊重と共生のまちづくり 男女が共に安心して豊かに暮らせる環境づくり
基本施策	Ⅲ-2	多様性の尊重
施策の方向	Ⅲ-2-②	性的少数者についての意識啓発

推進計画P42

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	取組状況	担当課
性的マイノリティに関する普及啓発	<p>【人権政策課】 性的マイノリティへの理解浸透を促すための啓発活動を行う。</p> <p>【生涯学習課】 性的少数者に対する正しい理解を深め、一人一人が互いの性の多様性を尊重する意識を啓発する。</p> <p>【学校教育課】 全体に向けては、「いろいろな人がいていい」という肯定的なメッセージを様々な機会で発信することや、LGBTを意識した言葉を添えたりするなど「カミングアウト」しなくとも安心できる体制づくりをめざす。</p>	<p>【人権政策課】 関係する講演会等の企画を考案し、開催に向けた準備を行う。</p> <p>【生涯学習課】 性的少数者に対する正しい理解を深めるため、講習会等により、家庭や学校、地域社会などにおける理解の浸透を図る。 出前講座の実施(随時) 関係する講演会等の企画を考案し、開催に向けた準備を行う。</p> <p>【学校教育課】 各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開する。特に中学校での取組を呼びかけていく。</p>	<p>【人権政策課】 性的マイノリティに関する講演会等の開催回数(過去5年間の累計) 0回(～27年度)→3回(～32年度末)</p>	<p>【人権政策課】 性的マイノリティに関する正しい理解を深め、一人一人が互いの性の多様性を尊重する意識を育てることが必要である。</p> <p>【生涯学習課】 性的マイノリティに関する正しい理解を深め、一人一人が互いの多様性を尊重する意識を育てることが必要である。</p> <p>【学校教育課】 教職員を対象にした研修の充実が必要である。</p>	1:新規	人権政策課 生涯学習課 学校教育課